

避難拠点の整備

Q

学校施設の利用計画はどうするのか

A

あらかじめ、校舎平面図を使用して作成しておきます。

要点

避難拠点を開設する責任は区にあり、運営は区と学校の避難拠点要員や避難拠点運営連絡会が協力して行います。

一方、学校施設を管理する責任者は学校長です。

したがって、あらかじめ、区要員・学校長や学校要員・避難拠点運営連絡会の役員などで話し合いをもち、「〇〇学校災害時施設利用計画」などの名称で、校舎全体の利用計画を定めましょう。

<解説>

学校施設の利用計画を定めるときは、一般の立ち入りを認めない所、会議室等の災害対策に使用する所、一般の利用を認める所（避難者居室等）などに区分し、それぞれの用途に分けます。

学校施設の利用計画



Q

災害対策会議や、各部の活動場所はどこになるのか

A

あらかじめ、使用する会議室や、各部の活動場所を指定しておきます。

要点

あらかじめ定める校舎の利用計画では、避難拠点運営連絡会各部や学校の施設管理に必要とする場所を、使用禁止場所と定めておきます。たとえば、校長室、職員室、会議室、保健室、給食室、主事室などです。

また、それらに近接する特別教室なども、同様の扱いとします。

<解説>

校舎内や校庭の利用案内を掲示するなどして避難者に知らせ、利用場所に関する協力を徹底します。

避難拠点要員、避難拠点運営連絡会の役員・部員、ボランティアなどの各種スタッフの休息の場所なども、忘れずに確保します。緊急の対応が必要な場合もあるため、活動する場所とあまり離れていない場所が望ましいです。

学校には、児童・生徒のプライバシー情報があります。施設利用の際には、プライバシー情報の保護に十分注意してください。



Q

備蓄庫はどこにあるのか

A

備蓄庫の場所は、平常時に確認しておきます。

要点

備蓄庫の場所は、区と学校の避難拠点要員と避難拠点運営連絡会の役員や各部の部員が、校舎の見取り図等がなくてもわかるよう、平常時に確認しておきます。避難拠点によっては備蓄庫が校内と屋外に分かれている場合があります。

(備蓄物資 資料編p.74)

<解説>

備蓄庫には、当面の避難生活に必要な物品があります。その取扱いや分配については、十分に配慮された方法でないと、のちのち不公平等の問題が生じます。また、避難者が勝手に持ち出したりしないように、注意が必要です。



Q

避難者の居室はどこになるのか

A

避難者の居室は、体育館や、各種教室を中心に定めておきます。少なくとも1人2m²が必要です。

要点

避難者の居室は、災害の規模に応じて、順次拡大できるような計画を作ります。(例) 体育館⇒特別教室⇒普通教室(2階→3階)。拠点運営上必要な場所は、避難者の居室に指定しないようにします。居室の選定には学校との協議が必要です。

＜解説＞

いったん決めた居室は、入居者の理解が得られないと移動することが困難です。混乱した状況の中では難かしいかもしれませんが、居室の割り振りは、「日常生活の困難度」を基準にする等、多くの方々が納得されるような「公開された基準」を決めておくことが大切です。

また、避難者の居室でのルールを定めるにあたっては、家財道具の持ち込みや部屋の掃除など様々な対策なども考えておく必要があります。

なお、拠点運営上必要な場所を確保したうえで、女性や高齢者、障害者などの要配慮者に対し居室を指定します。要配慮者で、避難拠点での生活が困難な方は、必要に応じ福祉避難所(p.52参照)に移動していただくこととなりますが、このことを前提にした要配慮者専用の居室であっても、拠点運営上必要な場所には設けないように注意しましょう(p.25、26参照)。



◆エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）

避難先で、長時間同じ体勢で座っていると、静脈に血のかたまりが生ずる場合があります。この血の固まりが血流に乗って肺動脈に詰まると、呼吸困難、あるいは死亡するケースもあります。過去の震災では車中泊を余儀なくされた人に多く発症したことは有名です。

予防法は、足関節（足首の関節）を上下に動かす（筋肉ポンプを十分に働かせ血液のよどみを起こしにくくする）、十分に水分を補給する（血液がどろどろになり血の固まりができやすくないようにする）、などです。

避難拠点においても、避難者に対して時間を決めて皆で体操をする、荷物運びを手伝ってもらうなど、長時間同じ体勢で過ごすことのないよう、避難者の生活に十分留意してください。

Q

避難者の数などはどのように把握するのか

A

名簿を作成します。

要点

避難者への物資・食料等の配給や、地域での安否確認、外部からの問い合わせなどへの対応のため、避難者名簿は速やかに作成する必要があります。用紙等を事前に準備しておくことも大切です。

※名簿の見本は、第6章「資料編」をご覧ください。

<解説>

名簿は、始めは手作りでもよいのですが、かならず五十音順の並べ替えや、世帯単位といった目的別の一覧表などが必要になります。停電した場合でも電力の回復は比較的早いので、パソコン等を利用できるようにしておきましょう。



Q

避難所のルールはどのようにつくるのか

A

平常時の会合などにおいて、原案を作っておきます。

要点

原案をもとに災害の状況にあわせて、災害対策会議などにおいて決定します。

ルールづくりは、男女双方の視点に配慮し、避難者の意見も十分に反映するように努めましょう。

<避難所生活ルールづくりの原則>

- 1 避難所は、共同生活の場であり、常に協力し、生活しやすい場所とすること。
- 2 避難生活の規則を守り、互いに励ましあうこと。
- 3 避難所の運営・管理に参加、協力すること。
- 4 生活上の不満・要望は、代表者を通じて行うこと。
- 5 乳幼児、妊産婦、お年寄り、障害のある人、ケガや病気の人などをいたわり、助け合うこと（p.48～51参照）。
- 6 身体の不調については、すぐ申し出ること。
- 7 心の不調は、できるかぎり専門的機関などへつなぐようにすること。



◆ペットについて

自宅が危険な場合に、「ペットがいるので避難できない」となると、二次災害や災害関連死につながる可能性があります。また、「避難拠点到連れて行けない」とペットを放してしまえば、犬が野生化し、人に危害を加える恐れもあります。区では、災害時、ペットを連れて避難拠点到避難できるとしてしています。その際、受入れをした避難拠点到内でトラブル等が発生しないよう、各避難拠点到が、事前に受入れ方法等の検討をする必要があります。「同行避難ペット受入れの手引き」を参考に、各避難拠点对で対応マニュアルを作成しましょう。

Q

拠点を運営する上で女性への配慮はどうすればよいのか

A

更衣室・授乳スペース・育児スペース等の確保や、仮設トイレの設置場所にも気を付けましょう。拠点の運営を決定する会議のメンバーには、男女が参加するようにしましょう。

要点

避難拠点の居住スペースでは、プライバシーを確保することが困難ですが、最低限の生活上の安全・安心は確保されなければなりません。女性用の更衣室を確保すること、乳幼児のいる家庭に配慮し、授乳スペース・育児スペースを確保すること等が必要です。また、トイレを女性でも安心して使えるよう、男性用・女性用と別にする、夜間あまり暗くならないようにする、重点的にパトロールする等のルールをつくっておくことも大切です。避難生活中に洗濯が必要となった場合の、女性用の衣類を人目につかずに干せるスペースの確保についても検討してください。

<解説>

被災者が更なる被害を受けることがないように、平常時の会合などにおいて配慮すべきことについて検討しておく必要があります。

例えば、日頃からDV・ストーカー被害を受けている方から相談を受けた場合には、避難者情報の公開に際して配慮するなど、個別に対応することとなります。

